

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

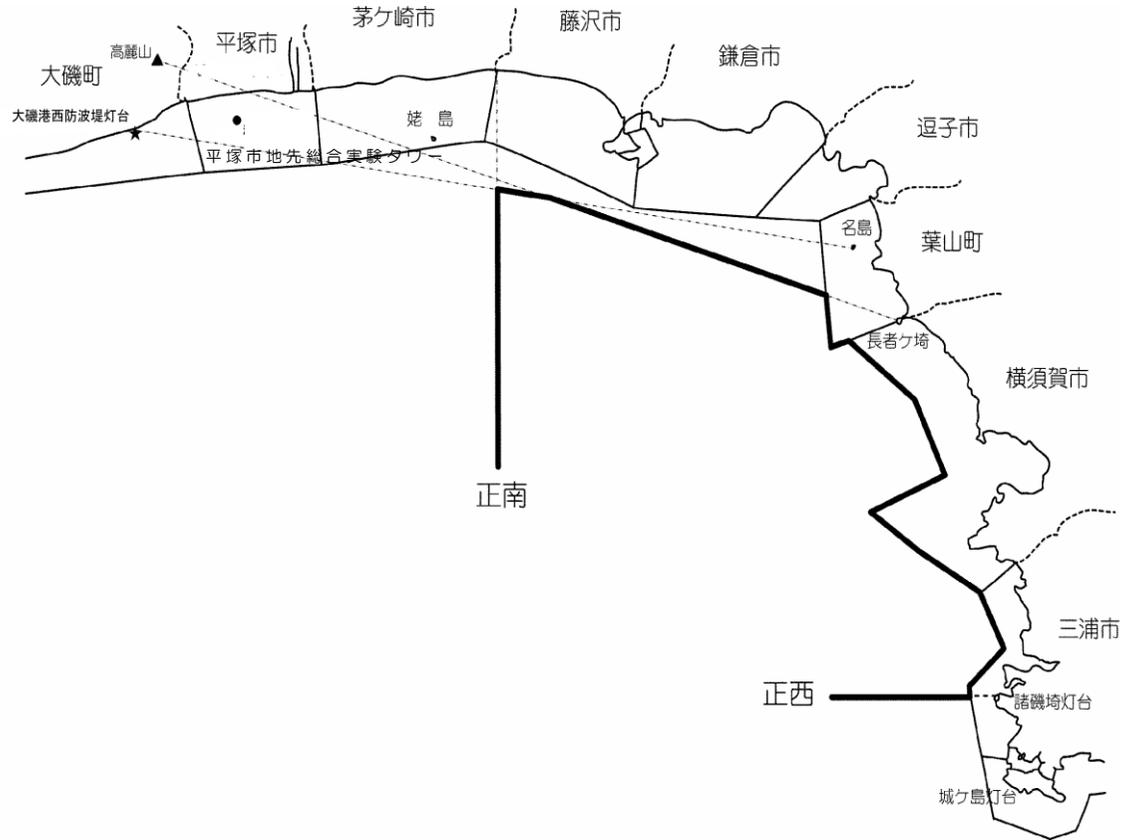
許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
ひらめ一枚網漁業	2	同上	三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の 3 点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1. 目合 15 cm 以上 2. 網丈 4.5m 以下	令和 5 年 8 月 2 日から令和 5 年 9 月 1 日まで	令和 5 年 9 月 19 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

### 操業区域

三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



<p>きす、かに、このしろ、いしもち一枚網漁業</p>	<p>16</p>	<p>同上</p>	<p>アイ, イウ, ウエ, エオ, オB, EF 及びCD の7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点 B 横須賀市夏島町1番地護岸角 C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する同護岸天端海側端 D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する同護岸天端海側端 E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端 F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端 G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角 H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端 点の位置 ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端 イ GからHを見通した線を0度と</p>	<p>3月1日から12月31日まで</p>	<p>横浜市金沢区に漁業根拠地を有している者</p>	<p>なし</p>	<p>同上</p>	<p>令和5年9月20日から令和9年12月21日まで</p>
-----------------------------	-----------	-----------	--	-----------------------	----------------------------	-----------	-----------	--------------------------------

			し、Gから右回りに348度17分 392メートルの点 ウ Aから9度30分(真方位) 1,550メートルの点 エ Aから101度30分(真方位) 1,730メートルの点 オ Bから76度20.1分(真方位) 3,460メートルの点					
かれい 三枚網 漁業	14	同上	同上	1月1日 から12月 31日まで	同上	なし	同上	令和5年 9月20日 から令和 8年11月 17日まで
	2		(1) アイ、イウ、ウエ、エオ、オ B、EF及びCDの7直線と最大高 潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤 先端燈台中心点 B 横須賀市夏島町1番地護岸角 C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台 左岸下流端から北東方向に延びる護 岸沿いに60メートルに位置する同 護岸天端海側端 D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台 右岸下流端から北東方向に延びる護 岸沿いに7.5メートルに位置する同 護岸天端海側端 E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台 左岸上流端 F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台 右岸上流端 G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波					

		<p>護岸隅切部天端海側南角</p> <p>H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端点の位置</p> <p>ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに348度17分392メートルの点</p> <p>ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点</p> <p>エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点</p> <p>オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点</p> <p>(2) カキ、カク及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>カ 南本牧ふ頭護岸南角</p> <p>キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角</p> <p>ク 日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場の海側サイロ北東端</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

(1) アイ, イウ, ウエ, エオ, オB, EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点の位置

- A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点
- B 横須賀市夏島町1番地護岸角
- C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する同護岸天端海側端
- D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する同護岸天端海側端
- E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端
- F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端
- G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角
- H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端

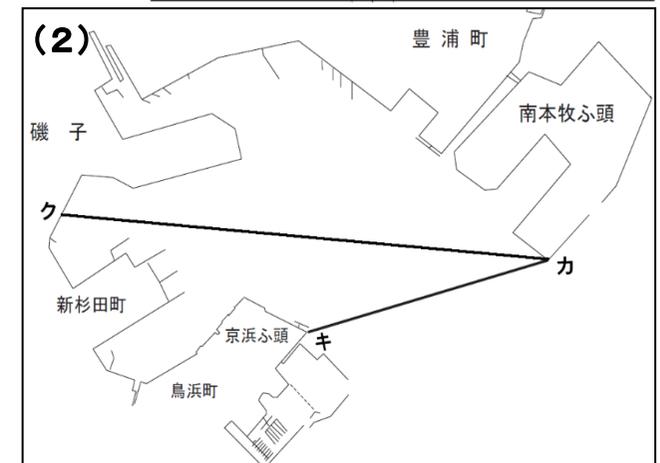
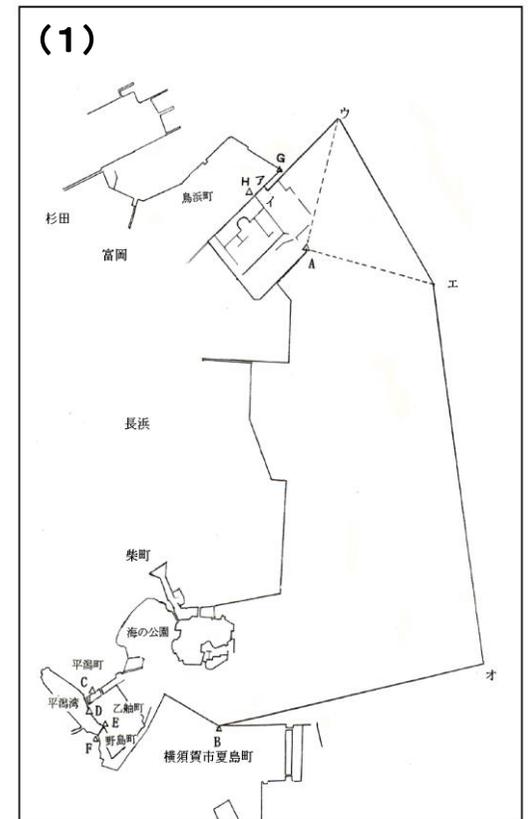
点の位置

- ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端
- イ GからHを見通した線を0度とし, Gから右回りに348度17分392メートルの点
- ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点
- エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点
- オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点

(2) カキ、カク及び陸岸によって囲まれた区域

点の位置

- カ 南本牧ふ頭護岸南角
- キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角
- ク 日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場の海側サイロ北東端



くるま えび三 枚網漁 業	2	同上	共第 2 号共同漁業権の漁場の区域。 ただし、共第 1 号共同漁業権の漁場 の区域及び共第 3 号共同漁業権の漁 場の区域を除く。	4 月 1 日 から 12 月 31 日まで	横須賀市長沢に 漁業根拠地を有 しており、か つ、共第 2 号共 同漁業権の漁場 の区域において くるまえび三枚 網漁業を営むこ とについて当該 漁業権の漁業権 者の受忍を受け ている者	なし	同上	令和 5 年 10 月 6 日 から令和 10 年 4 月 24 日まで
------------------------	---	----	--	------------------------------	--	----	----	--